

解体工事業登録の手引き

- 建築物等を除却するための解体工事を請け負う営業を行おうとする者は、請負金額に関わらず、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく解体工事業登録が必要です。
- ただし、土木工事業、建築工事業又は解体工事業の建設業許可を受けている場合は、登録の必要はありません。※
- なお、請負金額が500万円以上（税込。建築一式工事は、1,500万円以上）となる場合は、建設業許可が必要となります。

令和3年9月

奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課

目 次

I 解体工事業の登録について

1	建設リサイクル法の目的	1
2	解体工事等とは	1
3	解体工事業の登録制度	1
4	登録を受けるための要件	2
5	登録の有効期間	3

II 登録を受けるための手続きについて

1	登録に必要な書類	5
2	提出先と部数	5
3	登録手数料	5
4	登録後の手続き	6
5	解体工事業登録票（標識）の掲示について	7
6	帳簿の備え付けについて	7
7	解体工事登録簿の閲覧について	7
8	登録の取消等	7
9	登録の抹消	8
10	罰則	8

III 登録申請書等見本

1	登録申請書（様式第1号）	9
2	誓約書（様式第2号）	11
3	実務経験証明書（様式第3号）	11
4	調書（様式第4号）	12
5	変更届出書（様式第6号）	15
6	解体工事業者登録票（標識）（様式第7号）	16
7	帳簿（様式第8号）	17
8	廃業等届出書（様式A）	18
9	建設業許可取得通知書（様式B）	19

I 解体工事業の登録について

1 建設リサイクル法の目的

建設リサイクル法は、コンクリート、コンクリートおよび鉄からなる建設資材（鉄筋コンクリート等）、アスファルト・コンクリート、木材の4品目を特定建設資材と指定し、これらについて分別解体および再資源化を義務づけた法律です。再生資源を十分に活用するとともに廃棄物の量を減じることによって、資源の有効な活用と廃棄物の適正な処理を確保することを目的としています。

このため、従来建設業の許可が不要であった一件の請負工事金額が500万円未満の軽微な工事を行う者も、解体工事を行う場合には、解体工事業を営むものとして、登録を受けなければなりません。

2 解体工事等とは

建設リサイクル法における主な用語の定義は以下のとおりです。

- (1) 「建設業」とは、建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。
- (2) 「解体工事業」とは、建設業のうち建築物等を除却するための解体工事を請け負う営業（その請け負った解体工事業を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。
- (3) 「解体工事業者」とは、本法第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者をいう。（解体工事業を営もうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。）

3 解体工事業の登録制度

解体工事業を行う場合は、建設業の許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業）を受けるか、解体工事業の登録を受けるかのいずれかが必要です。※

このため、建設業の許可のうち、土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けた者は、この登録は不要です。

なお、建設業の許可は、一件の金額が500万円以上（建築工事業のみ1,500万円以上。ただし、延べ床150平方メートル未満の木造住宅工事を除く）の建設工事を請け負う場合に必要となります。

解体工事業の登録を受けるためには、技術上の管理をつかさどる技術管理者を選任し、解体工事業を行う区域を管轄する都道府県ごとに知事の登録を受けなければなりません。

表－1 解体工事業登録と建設業許可の違い

	解体工事業の登録	建設業の許可
営業可能な工事	1件500万円未満（建築一式工事に該当するものは1,500万円未満または延べ床150平方メートル未満の木造住宅工事）の解体工事	金額に関わらず許可を受けた業種に属する解体工事
施工可能な場所	登録を受けた都道府県のみ	全国
登録・許可申請先	施工する都道府県	全ての営業所が1都道府県内の場合は当該都道府県 営業所が2以上の都道府県にある場合は、国土交通省
必要な技術者	技術管理者1名	営業所ごとに必要

4 登録を受けるための要件

解体工事業の登録を受けるに当たっては、次表に示す事項に該当していないことが必要です。また、登録申請書類等に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載がなかったりしたときは、登録を受けられません。（法第24条第1項）

表－2 登録を受けられない条件（登録を拒否される事由）

<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設リサイクル法第35条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年経過しない者 2. 解体工事業者で法人であるものが第35条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその解体工事業者の役員であった者でその処分の日から2年を経過しないもの 3. 第35条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 4. 建設リサイクル法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 6. 解体工事業者に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記1～5、下記7のいずれかに該当するもの 7. 法人でその役員のうち上記1～5のいずれかに該当する者があるもの 8. 第31条に規定する者（技術管理者）を選定していない者 9. 暴力団員等がその事業活動を支配する者

技術管理者とは、解体工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者をいいます。

技術管理者になるためには、解体工事業の実務経験や資格等を有する必要があります。（解体工事業に係る登録等に関する省令第7条）

解体工事を請け負って施工する場合には、技術管理者に解体工事に従事する他の作業員を監督させなければなりません。

◎技術管理者の資格要件

(1) 実務経験者（表－3）

学歴	実務経験年数	解体工事業登録	
		通常	講習会受講者 (注2)
大学・高専で一定の学科（注1）を履修して卒業した者	2年	1年	
高校等で一定の学科を履修して卒業した者	4年	3年	
上記以外	8年	7年	

(2) 有資格者（表－4）

資格・試験名	種 別
建設業法による技術検定	1級建設機械施工管理技士
	2級建設機械施工管理技士（「第一種」、「第二種」）
	1級土木施工管理技士
	2級土木施工管理技士（「土木」）
	1級建築施工管理技士
	2級建築施工管理技士（「建築」、「躯体」）
技術士法による第二次試験	技術士（「建設部門」）
建築士法による建築士	一級建築士
	二級建築士
職業能力開発促進法による 技能検定	1級とび・とび工
	2級とび＋解体工事経験1年
	2級とび工＋解体工事経験1年
国土交通大臣の登録を受けた試験	登録試験合格者(注3)

(注1) 一定の学科とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地または造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学または交通工学に関する学科

(注2) 講習については、国土交通大臣の登録を受けた登録講習実施機関（(公社)全国解体工事業団体連合会）が行います。

(注3) 試験については、国土交通大臣の登録を受けた登録試験実施機関（(公社)全国解体工事業団体連合会）が行います。

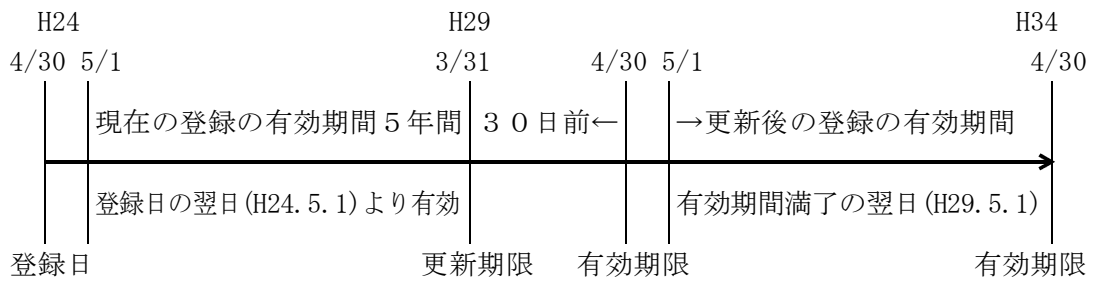
※解体工事に関する実務経験は、建設業許可業者（土木、建築、解体に限る）又は解体工事業登録業者のもとでの経験に限られます（ただし、平成28年5月31日以前の経験については、とび・土工事業の許可を取得している建設業者のもとでの経験も計上できます。また、平成28年6月1日時点でとび・土工事業の許可を取得し、引き続き解体工事業を営んでいる業者のもとでの経験は、平成31年5月31日までの工事に限り、経験とみなします）。

5 登録の有効期間

解体工事業の登録は、登録の日の翌日から5年間有効です。5年ごとに登録を更新しないと、登録は失効します。登録を更新するには、現に受けている登録の有効期間が満了する日30日前までに登録の更新の申請をしなければなりません。

登録の更新がされたとき、更新後の登録の有効期間は、現に受けている登録の有効期間の満了日の翌日から起算して5年となります（満了日からではありません）。

< 例 >



たとえば、登録日が平成24年4月30日であった場合の登録の有効期間は、平成24年5月1日から平成29年4月30日までとなり、この登録を更新する場合、平成29年3月31日までに更新の申請を行う必要があります。更新後の登録は平成29年5月1日から平成34年4月30日までが有効期間となります。

II 解体工事業登録を受けるための手続きについて

1 登録に必要な書類（表－5）

書類の種類	備 考
解体工事業登録申請書	(様式第1号)
誓約書	(様式第2号)
技術管理者の基準に適合する者であることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者は、資格証明書等の写し ※資格とともに実務経験を要する場合には、実務経験証明書(様式第3号)も必要 ・実務経験者は、実務経験証明書(様式第3号) ・所定学科の卒業者は、卒業証明書か卒業証書の写しと実務経験証明書(様式第3号) ・講習受講者は、受講修了書の写しと実務経験証明書(様式第3号)
登録申請者の調書	(様式第4号) <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、法人と役員全員分の調書 ・未成年者の場合は、その法定代理人の調書も必要
登録申請者の商業登記簿謄本及び役員全員分の住民票抄本	登録申請者が法人の場合
登録申請者の住民票抄本	登録申請者が個人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者の場合は、その法定代理人の住民票も必要
技術管理者の住民票抄本	
他の都道府県の解体工事業登録通知書の写し	他の都道府県で既に解体工事業登録を受けている場合に限りです

※役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る)を含みます

※相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る)については、住民票抄本は不要です。また、「登録申請者の調書」における「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印も不要です

※住民票の抄本、商業登記簿謄本については、3か月以内に発行されたものが必要

※法定代理人が法人の場合は、当該法人の商業登記簿謄本も必要

2 提出先と提出部数

① 奈良県内に営業所を設置している場合

提出先・・・営業所の所在地を管轄する土木事務所

提出部数・・・正本1部、写し1部、申請者控1部 計3部

② 奈良県内に営業所を設置していない場合(県外業者が県内で解体工事を請け負う場合)

提出先・・・建設業・契約管理課(奈良市登大路町30番地)

提出部数・・・正本1部、申請者控1部 計2部

3 申請手数料

●申請手数料(奈良県証紙で納入してください)

新規登録・・・33,000円

更新登録・・・26,000円

4 登録後の手続き

① 変更届の提出について

登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に「解体工事業登録事項変更届出書」（様式第6号）を変更事項に応じて下記の書類とともに提出しなければなりません。（法第25条）

表-6 変更届出が必要な事項と提出書類

変更事項	提出書類
商号・名称・氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は住民票の抄本 ・法人の場合は商業登記簿謄本
営業所の名称及び所在地	商業登記簿謄本 ※商業登記の変更が必要となる場合のみ
法人の場合に新たに役員となる者がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本 ・※商業登記の変更が必要となる場合のみ ・新たに役員となる者の住民票の抄本 ・新たに役員となる者の誓約書（様式第2号） ・新たに役員となる者の調書（様式第4号）
法定代理人 （申請者が未成年の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の抄本 ・誓約書（様式第2号） ・調書（様式第4号）
技術管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の抄本 ・技術管理者の要件を証する書類

② 廃業等届の提出について

解体工事業を廃業した場合は、30日以内に「解体工事業廃業等届出書」（様式A）を下記のとおり提出してください。（法第27条第1項）

表-7 解体工事業が廃業等となる場合とその届出を行うもの

廃業事由	届出を行わなければならない者
個人の解体工事業者が死亡した場合※	相続人
法人の解体工事業者が合併して消滅した場合	消滅した解体工事業者を代表する役員であった者
法人の解体工事業者が破産により解散した場合	破産管財人
法人の解体工事業者が合併・破産以外の理由により解散した場合	清算人
登録を受けていた都道府県内で解体工事業を廃止した場合	解体工事業者であった個人または法人を代表する役員

③ 建設業許可取得通知書の提出について

解体工事業者として登録された後に建設業法に基づく建設業許可業種のうち、土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの業種の許可を取得した場合は、登録の効力が失われることとなりますので、「建設業許可取得通知書」（様式B）を建設業許可通知書の写しとともに許可取得から30日以内に提出してください。

※変更届、廃業等届、建設業許可取得通知書の提出先と提出部数は登録申請の場合と同じです。

5 解体工事業者登録票（標識）の掲示について

登録を受けた解体工事業者の方は、営業所と解体工事現場ごとに公衆の見やすい場所に**解体工事業者登録票（標識）**（様式第7号）を掲げなければなりません。

（法第33条・省令第8号第1項）

6 帳簿の備え付けについて

登録を受けた解体工事業者の方は、請け負った解体工事ごとに**帳簿**（様式第8号）を作成し、これに請負契約書等の写しを添付して営業所ごとに備えておかねばなりません。（法第34条ほか）

帳簿は各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間は保存しなければなりません。

7 解体工事登録簿の閲覧について

登録後は解体工事業者登録簿に掲載され、一般の閲覧に供されます。

登録簿は、建設業・契約管理課で閲覧することができます。

8 登録の取消等

解体工事業者は、一定の事由に該当した場合は登録を受けている都道府県知事によって、登録が取り消されるか、または6ヶ月以内の期間で事業の一部あるいは全部の停止を命じられることがあります。（法第35条第1項）

表－8 登録の取消し等が行われる場合

不正の手段により、解体工事業者の登録を受けた場合
解体工事業者の登録を取り消された法人にあって、その処分の日から30日以内にその法人の役員であった者で、処分のあった日から2年を経過していない場合
建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わってから、または執行を受けなくなった日から2年を経過していない場合
解体工事業者が未成年の場合の法定代理人が、表－2の1～5、9のいずれかに該当することとなった場合
解体工事業者が法人の場合の役員が、表－2の1～5、9のいずれかに該当することとなった場合
技術管理者を選任していない場合
表－6の変更を届け出なかった場合、または虚偽の届け出を行った場合

9 登録の抹消

解体工事業は、一定の事由に該当し、登録が効力を失うか、登録を取り消されると、登録を受けている都道府県知事によって、登録が抹消されます。（法第28条）

なお、解体工事業が、建設業法の土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの許可を取得した場合は、知事にその旨を届け出なければなりません。（省令第1条）

表－ 9 登録が抹消される場合

都道府県知事によって、解体工事業者の登録が取り消された場合
解体工事業者の登録の更新を行わずに、登録期間の5年を経過した場合
建設業法に定める業種のうち、土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの建設業許可を取得した場合
解体工事業者が廃業の届出を行った場合

10 罰則

解体工事業の登録に関し、建設リサイクル法に違反した場合、罰則が科せられます。
(法第48条・第50条・第51条・第53条)

表－ 10 解体工事業の登録に関する罰則

1. 登録を受けずに解体工事業を営業した場合	1年以下の懲役 または 50万円以下の 罰金
2. 不正の手段によって解体工事業の登録を受けた場合	
3. 不正の手段によって解体工事業の登録を更新した場合	
4. 事業の停止命令に違反して解体工事業を営業した場合	
5. 登録事項の変更の届出をしなかった場合	30万円以下の 罰金
6. 登録事項の変更の際、虚偽の届出をした場合	
7. 取り消し等で、解体工事業の登録の効力を失ったとき、施工中の解体工事の発注者（注文者）に、その旨を通知しなかった場合	20万円以下の 罰金
8. 技術管理者を選任しなかった場合	
9. 解体工事業の廃業の届出をしなかった場合	
10. 標識を掲示しなかった場合	
11. 帳簿の不備、記載漏れ、虚偽の記載または保存しなかった場合	

記載例

(A4)

表面

行政記入欄 解体工事業登録申請書 該当する方に○		※登録番号 奈良県知事（登－ ）第 号	
		※登録年月日 年 月 日	
この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。			
年 月 日 〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地 申請者 登大路解体 代表者 登大路太郎			
押印不要			
奈良県知事 殿			
フリガナ 商号、名称又は氏名	ノボリオオジカイトイ ノボリオオジタロウ 登大路解体 代表者 登大路 太郎		
住 所	郵便番号（630-8501） 奈良県奈良市登大路町30番地 電話番号（0742）27-5429		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等			
フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）
申請者が法人の場合、役員を全員記載してください。 また、議決権の100分の5以上を有する株主がいる場合も記載してください。			
申請時において既に受けている登録		奈良県知事（登－1）第○○○○○号	

裏面

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		登大路 太郎		
営業所の名称及び所在地				
フリガナ 名称		所在地 郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -		
ノボリオオジカイトイ 登大路解体 ホンシャ 本社		郵便番号（ 630 - 8501 ） 電話番号(0742) 27 -5429 奈良県奈良市登大路町30		
未成年者である場合の法定代理人	法定代理人が個人である場合	フリガナ 氏名		
		住所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -	
	法定代理人が法人である場合	フリガナ 商号又は名称		
		住所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -	
		フリガナ 役員 の 氏名	役名等（常勤・非常勤）	
	他の都道府県知事の登録状況			
登録番号		登録番号		
〇〇県知事（登-△）第〇〇〇〇〇号		〇〇府知事（登-☆）第〇〇〇〇〇号		

備考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

他府県での登録を有している場合は他府県の登録通知書の写しも添付してください

記載例

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に
該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

〒630-8501
奈良県奈良市登大路町30番地

申請者 登大路解体 代表者 登大路 太郎

押印不要

奈良県知事 殿

記載例

実 務 経 験

建設業許可業者（土木、建築、解体）もしくは
解体工事業登録業者が証明する

4 月 押印不要

証明者 奈良県建設株式会社 代表取締役 奈良県 太郎
奈良市登大路町80

技術管理者の氏名	登大路 太郎	生年月日	昭和63年12月31日	使用された期間	平成 21 年 1 月から 平成 29 年 12 月まで	
使用者の商号 又は名称	奈良県建設株式会社					
職名	実務経験の内容			1行に1年分を記載する	実務経験年数	
工事担当者	「●●邸解体工事」 木造建築物の解体施工 他			平成21年1月から	平成21年12月まで	
工事担当者	「××工場解体工事」 鉄骨構造物の解体施工 他			平成22年1月から	平成22年12月まで	
工事担当者	「△△川の護岸撤去工事」 コンクリート構造物の解体施工 他			平成23年1月から	平成23年12月まで	
技術主任	工事名、建築物等の構造等を具体的に記載する			平成24年1月から	平成24年12月まで	
技術主任				平成25年1月から	平成25年12月まで	
技術主任				●	平成26年1月から	平成26年12月まで
技術主任				●	平成27年1月から	平成27年12月まで
技術主任	●		平成28年1月から	平成28年12月まで		
				年 月から	年 月まで	
				年 月から	年 月まで	
				年 月から	年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合	その理由				合計 満 8 年 0 月	
				証明者と被証明者との関係	元社員	

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

別記様式第4号（第4条関係）

記載例(法人)
 登録申請者 {

~~法人の役員~~
 本人
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~
}
 の調書 (A4)
生年月日は記載不要

現住所	郵便番号 (630 - 8501) 奈良県奈良市登大路町30			電話番号 (0742) 27 - 5429
フリガナ <small>商号、名称又は氏名</small>	ナラケンケンセツ (株) 奈良県建設	ナラタロウ 代表者 奈良 太郎	生年月日	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		賞罰の有無を記載（賞罰がない場合は“なし”と記載）		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 				

備 考
 1 {

~~法人の役員~~
 本人
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~
}
については、不要のものを消すこと。
押印不要

- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第4号（第4条関係）

記載例（申請者本人）
（個人事業主）
 登録申請者 {

~~法人の役員~~
 本人
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~
}
 の調書 (A4)

現住所	郵便番号（630-8501） 奈良県奈良市登大路町30			電話番号（0742） 27 - 5429
フリガナ <small>商号、名称又は氏名</small>	ノボリオジカイトイ	ノボリオジタロウ	生年月日	昭和63年12月31日
	登大路解体	代表者 登大路 太郎		
賞 罰	年月日	賞 罰 の 内 容		
		賞罰の有無を記載（賞罰がない場合は“なし”と記載）		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名				

備 考 {

~~法人の役員~~
 1 本人
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~
}
 については、不要のものを消すこと。
 押印不要

- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第4号（第4条関係）

記載例(役員)
 登録申請者 }

 法人の役員
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~
 の調書 (A4)

現住所	郵便番号 (630 - 8790) 奈良県奈良市登大路町30		電話番号 (0742) 27 - 5429
フリガナ <small>商号、名称又は氏名</small>	ノボリオジタロウ 登大路 太郎	生年月日	昭和63年12月31日
賞罰	年月日	賞罰の内容	
		賞罰の有無を記載（賞罰がない場合は“なし”と記載してください）	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日			
			氏名

備考

1 } 法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員 については、不要のものを消すこと。

押印不要

- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

<p>解体工事業登録事項変更届出書</p> <p>この届出書により、次のとおり変更の届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">殿</p>			
フリガナ 商号、名称又は氏名			
住 所	郵便番号 (-)		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	電話番号 () -		
登録番号			
登録年月日	年 月 日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

別記様式第7号（第8条関係）

← 35センチメートル以上 →

解体工事業者登録票

商号、名称又は氏名

法人である場合の
代表者の氏名

登録番号

登録年月日

技術管理者の氏名

年 月 日

備考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

25センチメートル以上

別記様式第8号（第9条関係）

(A4)

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号（ - ） 電話番号（ - ）
施工場所	
着工年月日及び竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る技術管理者の氏名	

様式 A

解体工事業廃業届出書

この届出書により、次のとおり廃業の届出をします。

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者

1 解体工事業者の住所及び商号、名称又は氏名

2 登録番号・登録年月日

奈良県知事（登一 ）第 号

年 月 日

3 廃業の理由

- ①個人事業者が死亡
- ②法人が合併により消滅
- ③法人が破産により解散
- ④法人が合併及び破産以外の理由で解散
- ⑤奈良県内での解体工事業の廃止

※上記のうち該当するものに○印を付してください。

4 届出者と解体工事業者との関係

様式B

建設業許可取得通知書

年 月 日

奈良県知事 殿

商号又は名称

氏名又は法人の代表者名

次のとおり建設業の許可を取得しましたので、解体工事業に係る登録等に関する省令第1条の規定により通知します。

1 取得した建設業許可

① 建設業許可番号

国土交通大臣
知事 許可 〔 般 第 号
特

② 許可年月日

平成 年 月 日

③ 許可を受けた業種（該当するものに○印を記入してください）

・ 土木工事業 ・ 建築工事業 ・ 解体工事業

2 解体工事業の登録番号

奈良県知事（登一 ） 第 号